短期入所事業所　重要事項説明書

短期入所センターおおやま

当施設は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「以下「障害者総合支援法」という）の指定を受けています。自立支援法の指定を受けています。
（山形県指定　第 0610300766 号）

指定短期入所サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が利用者に説明すべき内容は次の通りです。

◇◆目次◆◇

１．事業者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．利用施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．事業目的・運営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．職員の配置状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５．営業日・営業時間・受付時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６．サービス提供内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
７．利用料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
８．個人情報の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
９．事故発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１０．利用者の虐待防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１１．虐待防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１２．事業継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１３．衛生管理等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１４．ハラスメント対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１５．苦情の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１６．協力医療機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１．事業者

名　　称	社会福祉法人　鶴岡市社会福祉協議会
所　在　地	鶴岡市山王町１３番３６号
電　話　番　号	０２３５－２４－００５３

代 表 者 氏 名	会長　　阿　部　真　一

2. 利用施設

事 業 所 の 名 称	短期入所センターおおやま
事業所の所在地	鶴岡市大山三丁目３４番１号
電　話　番　号	０２３５－３８－０２５０
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０２３５－３８－０２５１
事　業　所　番　号	０６１０３００７６６
サービスの種類	短期入所サービス
管　　理　　者	佐　藤　稔
通 常 の 送 迎 の 実　施　地　域	鶴岡市全域
主 た る 対 象 者	身体障がい者、知的障がい者
定　　員	２４名の範囲内

3. 事業目的・運営方針

事　業　目　的	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする利用者等につき、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要なサービスを提供します。
運　営　方　針	短期間であっても、より在宅生活に近い状態で、個人の尊厳を大切に安心・安全の介護を提供いたします。

4. 職員の配置状況

職　　種	配　置　状　況
管　　理　　者	常勤　１名
生　活　相　談　員	常勤　１名
看　　護　　師	常勤換算　　１．８名
介　　護　　員	常勤　１０名　　非常勤　８名
機 能 訓 練 指 導 員	常勤換算　　０．５名
管　理　栄　養　士	常勤　３名

5. 営業日・営業時間・サービス提供時間

営　業　日	年中無休
営 業 時 間	２４時間

受 付 時 間	午前８時３０分～午後５時１５分

6. サービス提供内容

サービスの種類	サービスの内容
介　　護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、入浴、排泄または食事の介護等、生活全般にわたる支援を行います。
送　　迎	車いす対応の車両での送迎も行います。
相 談 及 び 援 助	利用者並びにご家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談援助等を行います。
健　康　管　理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。

7. 利用料金

（1）介護給付費対象サービス内容の料金について

指定短期入所サービスを提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。

【短期入所のみを利用する場合】

日　額　単　価（福祉型短期入所サービス費Ⅰ）				
区分２以下	区分３	区分４	区分５	区分６
５，０９０円	５，８３０円	６，４８０円	７，８４０円	９，２３０円

【日中活動系サービスを併せて利用する場合】

日　額　単　価（福祉型短期入所サービス費Ⅱ）				
区分２以下	区分３	区分４	区分５	区分６
１，７３０円	２，４００円	３，１８０円	５，２７０円	６，０２０円

短期利用加算	利用開始から３０日以内の期間について算定できる加算です。　３００円／日
送迎加算	自宅等から事業所までの送迎を行ったときに算定できる加算です。　１，８６０円（片道）
栄養士配置加算（Ⅰ）	管理栄養士（常勤）を配置し、食事管理を行っている場合に算定できる加算です。　２２０円／日
食事提供体制加算	食事提供のための体制を整えている場合に算定できる加算です。　４８０円／日
常勤看護職員等配置加算	看護職員が常勤換算で１人以上配置されている場合に、算定できる加算です。　４０円／日

利用者負担上限額管理加算	当事業所において利用者負担の上限管理を担当する場合には、上限管理にかかる費用を算定いたします。 １，５００円（月額）
緊急短期入所受入加算	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日７日間に限り、当該緊急利用者のみに対して算定いたします。 １，８００円／日
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	福祉・介護職員の処遇改善を行っている事業所として加算要件を満たしている場合に算定できる加算です。 各種加算を加えた総単位数の19．3%

※利用者の出身世帯が他の市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業所までご連絡をお願いします。

※事業者が利用者に代わり市町村から受領した障害者自立支援法に基づく介護給付費等の額については、利用者等に通知します。

※障害者自立支援法に基づく介護給付費等を事業者が代理受領を行わない場合（償還払い）は、障害者自立支援法に基づく介護給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいになる市町村に申請すると障害者自立支援法に基づく介護給付費等が支給されます。

（２）利用者負担額の上限等について

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一　般	市町村民税課税世帯	9,300 円 （所得割 16 万円未満の場合）
		37,200 円 （所得割 16 万円以上の場合）

※　月額負担上限額について

世帯（本人及び配偶者）の収入状況によって、サービス利用者負担額は月額上限が定められています。

（3）実費負担について

サービスの種類	サービスの内容	金　額
入　　浴	体調を考慮し安全な入浴を提供します。身体の状況により、特殊浴槽を使用して入浴することができます。	２８０円
光　熱　水　費	利用者が施設での日常生活をする上でかかる光熱水費の費用をいただきます。	３８６円/日
食　　事	栄養士の立てる献立により栄養、嗜好、身体状況を考えた食事を提供します。	朝３３３円 昼６０５円 夕４５４円
	※減免対象者の軽減措置（食事提供体制加算４８単位）適用の場合。	朝１９２円 昼３９２円 夕３２８円
創作的活動等	創作的活動等を行う上で、負担していただくことが適当であるものに関わる費用をいただきます。	実　費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに関わる費用をいただきます。	実　費
送　　迎　　費	事業所と他の日中活動等を実施している事業所までの送迎に要する費用を頂きます。	１８６円 （片道）

＊その他交通費の支払いについて

通常の送迎の実施地域を超えて行う短期入所サービスに要する交通費として、実施地域を超えた地点から、1 ㎞当たり26円の実費を頂きます。

8. 個人情報の保護

利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をします。

9. 事故発生時の対応

（1）事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族や都道府県・市町村等に連絡し必要な措置をします。

（2）事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、事故発生要因を分析し、再び事故が起きないための対策を講じ実施します。

（3）事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 人権擁護

事業所は、利用者の人権の擁護のため、次の措置を講じます。

（１）人権の擁護に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をします。

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制の整備をします。

（４）研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

11. 虐待防止

１　職員は、利用者に対して、虐待をしません。

２　事業所は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（２）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

（３）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

３　前項に掲げる措置の実施について必要な事項は別に定めます。

12. 事業継続計画の策定等

１　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（以下この条において「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３　事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

13. 衛生管理等

１　事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

２　事業所は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

（１）感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

（２）感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（３）職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. ハラスメント対策の強化

１　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

２　契約者又はその家族等による職員への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、事業所が契約者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があるため、それについての説明を契約者又はその家族等に行うとともに、対策の整備等必要な措置を講じます。

15. 苦情の対応

受付相談方法	・苦情受付担当者　係長　　粕谷　香織 ・苦情解決責任者　施設長　佐藤　稔 ・受付時間　　午前８時３０分～午後５時１５分 ・電話番号　　０２３５－３８－０２５０ ・ＦＡＸ　　０２３５－３８－０２５１ ・受付方法　　電話・面接等 ・苦情受付担当者は苦情解決責任者へ報告します。苦情解決責任者は苦情処理委員会へ報告し、解決を図ります。また、第三者委員の助言、立会いを希望する場合は第三者委員へ報告します。

16. 協力医療機関

齋藤医院(鶴岡市加茂)

私は、本書面により、事業所から短期入所サービスの重要事項について説明を受け同意しました。

令和　　年　　月　　日

事業所住所　　鶴岡市大山３丁目３４－１
電話　０２３５－３８－０２５０

事業所名　　短期入所センターおおやま

説明者氏名　　粕谷　香織　　印

契約者　住所

氏名　　印

代理人　住所

氏名　　印
契約者との関係（　　）